

奥州市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月19日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和3年2月15日から17日まで

本監査 令和3年2月18日及び19日

(2) 監査の対象

法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
常盤地区振興協議会	常盤地区センター	協働まちづくり部 地域づくり推進課
佐倉河地区振興会	佐倉河地区センター	
真城地区振興会	真城地区センター	
江刺愛宕地区振興会	江刺愛宕地区センター	
藤里振興会	藤里地区センター及び江刺多目的研修センター	
米里振興会	米里地区センター及び米里体育センター	

(3) 監査事項

令和元年度に市が公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 常盤地区振興協議会

施設の名称 常盤地区センター

協定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料 11,116,000円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免

規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 佐倉河地区振興会

施設の名称 奥州市佐倉河地区センター

協定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料 8,428,937円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(3) 真城地区振興会

施設の名称 奥州市真城地区センター

協定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料 9,550,000円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(4) 江刺愛宕地区振興会

施設の名称 奥州市江刺愛宕地区センター

協定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料 8,571,770円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(5) 藤里振興会

施設の名称 藤里地区センター及び江刺多目的研修センター

協定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料 9,871,936円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、江刺多目的研修センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。
なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程において

その都度関係職員に改善を求めた。

(6) 米里振興会

施設の名称 米里地区センター及び米里体育センター

協定期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料 9,509,509円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市地区センター条例、同条例施行規則、奥州市体育センター条例、同条例施行規則、奥州市集会施設等使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。